

答 申 第 91 号
令和元年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

収集の制限の例外について（答申）

令和元年 7 月 25 日付け諮問第 36 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 概要

平成 31 年 4 月 24 日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等（以下「優生手術等」という。）を受けた者は、国への請求により、一時金が支給されることとなった。一時金の請求期限は、法の施行日から 5 年以内となっている。

一時金の支給手続の周知等については、法第 12 条第 1 項の規定により、国及び地方公共団体が行うこととなっているため、厚生労働省では法の趣旨・内容について広報活動等に努めており、県ではホームページや市町、福祉関係団体の協力を得て周知を図っている。

しかしながら、一時金の支給対象者の多くが疾病や障害を抱えた者であることが想定されており、本人が本制度の支給対象者であることを認識できない場合も考えられることから、県は支給対象者に対し、個別に一時金支給制度の通知を行う予定としている。

このため、優生手術等を受けた者で、個人名が判明している者に対して、個別に通知を行うために必要な個人情報について、①本人以外からの収集（知事部局）、②センシティブ情報の収集（知事部局）、③収集目的外に知事部局に提供（病院事業管理者）することが必要となる。

2 審議会の判断

(1) 収集の制限（本人収集の原則）の例外について

優生手術等を受けた者であって諮問庁が所在等を把握していない者の生年月日、住所等の個人情報を、医療機関、市町等から収集し、一時金の支給対象者に対して個別に通知を行い、一時金の申請を期限内にできるようにすることは、本人が一時金制度の支給対象者であることを容易に認識できない場合が考えられることから、必要と認められる。

(2) 収集の制限（センシティブ情報の収集禁止）の例外について

一時金の支給対象者を把握するため、医療機関、市町等から個人情報を収集することとなるが、この際に、優生手術等を受けたというセンシティブ情報を収集することは、一時金の支給対象者に対して個別に通知を行い、一時金の申請を期限内にできるようにするため、必要と認められる。

3 留意事項

- (1) 収集する個人情報は、一時金の支給対象者の所在確認等に必要な範囲内とすること。また、諮問庁が個人情報を収集するため、諮問庁以外の者へ個人情報を提供する場合には、所在確認等に必要な範囲内で提供すること。
- (2) 個人情報を収集目的の範囲内で提供する場合であっても、取り扱う個人情報にはセンシティブ情報が含まれていることに留意し、慎重で、安全かつ確実な方法により取り扱うこと。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和元年7月25日	・ 諮問書の受領
令和元年7月30日 第1部会（第59回）	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
令和元年8月9日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 後 藤 玲 子
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿